法科大学院認証評価

**自　己　評　価　書**

○○大学大学院○○研究科○○専攻

平成○○年６月

○　○　大　学

目　　　次

Ⅰ　現況及び特徴 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

Ⅱ　目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

Ⅲ　章ごとの自己評価

　　第１章　教育の理念及び目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

　　第２章　教育内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

　　第３章　教育方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

　　第４章　成績評価及び修了認定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

　　第５章　教育内容等の改善措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

　　第６章　入学者選抜等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

　　第７章　学生の支援体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

　　第８章　教員組織 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

　　第９章　管理運営等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

　　第10章　施設、設備及び図書館等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

　　第11章　自己点検及び評価等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

Ⅰ　現況及び特徴

１　現況

（１）法科大学院（研究科・専攻）名

（２）所在地

（３）学生数及び教員数（平成○○年５月１日現在）

２　特徴

Ⅱ　目的

Ⅲ　章ごとの自己評価

第１章　教育の理念及び目標

　１　基準ごとの分析

　１－１　教育の理念及び目標

|  |
| --- |
| 基準１－１－１教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。 |

　（基準１－１－１に係る状況）

|  |
| --- |
| 基準１－１－２：重点基準教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。 |

　（基準１－１－２に係る状況）

　２　特長及び課題等

第２章　教育内容

　１　基準ごとの分析

　２－１　教育内容

|  |
| --- |
| 基準２－１－１：重点基準法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）並びに教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を一貫性あるものとして策定していること。すなわち、教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。 |

　（基準２－１－１に係る状況）

|  |
| --- |
| 基準２－１－２各授業科目について適切な到達目標が設定されていること。 |

　（基準２－１－２に係る状況）

|  |
| --- |
| 基準２－１－３：重点基準次の各号に掲げる授業科目が適切な科目区分の下に開設されていること。（１）法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）（２）法律実務基礎科目（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。）（３）基礎法学・隣接科目（基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。）（４）展開・先端科目（応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。） |

　（基準２－１－３に係る状況）

|  |
| --- |
| 基準２－１－４：重点基準基準２－１－３の各号のすべてにわたって、教育上の目的及び各法科大学院の教育の理念及び目標に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設され、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって適切に配当されていること。 |

　（基準２－１－４に係る状況）

|  |
| --- |
| 基準２－１－５：重点基準基準２－１－３（１）に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、８単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者については、１年次及び２年次に配当される法律基本科目の中から、別に１０単位を限度として必修又は選択必修とすることができる。（１）公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）１０単位（２）民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）３２単位（３）刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）１２単位 |

　（基準２－１－５に係る状況）

|  |
| --- |
| 基準２－１－６：重点基準（１）基準２－１－３（２）に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。ア　法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目（２単位）イ　要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（２単位）ウ　事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（２単位）（２）（１）に掲げる必修科目６単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目（（１）に掲げる内容の授業科目を除く。）のうち、４単位相当が必修又は選択必修とされていること。ア　模擬裁判（民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容）イ　ローヤリング（依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR（裁判外紛争処理）の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容）ウ　クリニック（弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容）エ　エクスターンシップ（法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修）オ　公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容）（３）（１）アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。（４）次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。ア　法情報調査（法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容）イ　法文書作成（契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面及びこれらの書面を作成する基礎資料となる文書等実務的な文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容） |

　（基準２－１－６に係る状況）

|  |
| --- |
| 基準２－１－７基準２－１－３（３）に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設されていること。 |

　（基準２－１－７に係る状況）

|  |
| --- |
| 基準２－１－８基準２－１－３（４）に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されていること。 |

　（基準２－１－８に係る状況）

|  |
| --- |
| 基準２－１－９：重点基準各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第２１条から第２３条までの規定に照らして適切に設定されていること。 |

　（基準２－１－９に係る状況）

　２　特長及び課題等

第３章　教育方法

　１　基準ごとの分析

　３－１　授業を行う学生数

|  |
| --- |
| 基準３－１－１法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。 |

（基準３－１－１に係る状況）

|  |
| --- |
| 基準３－１－２法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、５０人を標準とすること。 |

　（基準３－１－２に係る状況）

　３－２　授業の方法

|  |
| --- |
| 基準３－２－１法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。（１）専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。（２）当該授業科目において設定されている到達目標の内容が学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされ、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものであること。（３）１年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。（４）授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。 |

　（基準３－２－１に係る状況）

　３－３　履修科目登録単位数の上限

|  |
| --- |
| 基準３－３－１：重点基準法科大学院における各年次における履修登録可能な単位数の上限が以下の各号を満たしていること。（１）最終年次を除く各年次においては、３６単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、３６単位とは別にそれぞれの単位を限度として履修登録させることができる。ア　法学未修者１年次及び２年次に配当される基準２－１－３（１）に定める法律基本科目に当たる授業科目８単位イ　基準４－２－１（１）ウに定める者の認定において、法学未修者１年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目６単位（２）（１）のただし書にかかわらず、いずれの年次においても、４４単位を超える単位数の設定はすることができない。 |

　（基準３－３－１に係る状況）

　２　特長及び課題等

第４章　成績評価及び修了認定

　１　基準ごとの分析

　４－１　成績評価

|  |
| --- |
| 基準４－１－１：重点基準学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、次の各号を満たしていること。（１）成績評価が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われていること。（２）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。（３）成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていること。（４）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。（５）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。（６）再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。（７）期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由が明らかにされていること。 |

　（基準４－１－１に係る状況）

|  |
| --- |
| 基準４－１－２一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。 |

　（基準４－１－２に係る状況）

　４－２　修了認定及びその要件

|  |
| --- |
| 基準４－２－１：重点基準法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。（１）３年（３年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在籍し、９３単位以上を修得していること。　この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。ア　教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、３０単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。　ただし、９３単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り３０単位を超えてみなすことができる。イ　教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて３０単位（アのただし書により３０単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。　また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第１０２条第１項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、１年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ウ　当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、１年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて３０単位（アのただし書により３０単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。　ただし、９３単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り３０単位を超えてみなすことができる。（２）次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。ただし、３年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計１８単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。　なお、入学時に既に十分な実務経験を有する者であって、当該法科大学院において実務経験等を評価した上で適当と認められる場合には、カに属する授業科目のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数をカに定める単位数に算入することができる（算入することのできる単位数は４単位を上限とする。）。ア　公法系科目　　　　　　　８単位イ　民事系科目　　　　　　２４単位ウ　刑事系科目　　　　　　１０単位エ　法律実務基礎科目　　　１０単位オ　基礎法学・隣接科目　　　４単位カ　展開・先端科目　　　　１２単位（３）法律基本科目以外の科目の単位を、３１単位以上修得していること（なお、（２）においてカに算入した法律基本科目の単位数は、この号に関する限り、展開・先端科目の単位数と読み替える。）。 |

　（基準４－２－１に係る状況）

|  |
| --- |
| 基準４－２－２修了の認定に必要な修得単位数は、１０２単位が上限とされていること。ただし、基準２－１－５のただし書による単位数については、１０２単位の上限を超えることができる。 |

　（基準４－２－２に係る状況）

　４－３　法学既修者の認定

|  |
| --- |
| 基準４－３－１：重点基準法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。 |

　（基準４－３－１に係る状況）

　２　特長及び課題等

第５章　教育内容等の改善措置

　１　基準ごとの分析

　５－１　教育内容等の改善措置

|  |
| --- |
| 基準５－１－１教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。 |

　（基準５－１－１に係る状況）

　２　特長及び課題等

第６章　入学者選抜等

　１　基準ごとの分析

　６－１　入学者受入

|  |
| --- |
| 基準６－１－１法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を設定していること。 |

　（基準６－１－１に係る状況）

|  |
| --- |
| 基準６－１－２法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。 |

　（基準６－１－２に係る状況）

|  |
| --- |
| 基準６－１－３各法科大学院の入学者受入方針に照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。 |

　（基準６－１－３に係る状況）

|  |
| --- |
| 基準６－１－４：重点基準入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。 |

　（基準６－１－４に係る状況）

|  |
| --- |
| 基準６－１－５入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。 |

　（基準６－１－５に係る状況）

　６－２　収容定員及び在籍者数等

|  |
| --- |
| 基準６－２－１法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることのないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。 |

　（基準６－２－１に係る状況）

|  |
| --- |
| 基準６－２－２入学者受入において、所定の入学定員と著しく乖離していないこと。 |

　（基準６－２－２に係る状況）

|  |
| --- |
| 基準６－２－３：重点基準在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。 |

　（基準６－２－３に係る状況）

　２　特長及び課題等

第７章　学生の支援体制

　１　基準ごとの分析

　７－１　学習支援

|  |
| --- |
| 基準７－１－１各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。 |

　（基準７－１－１に係る状況）

　７－２　生活支援等

|  |
| --- |
| 基準７－２－１学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。 |

　（基準７－２－１に係る状況）

　７－３　障害のある学生に対する支援

|  |
| --- |
| 基準７－３－１身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。（１）修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。（２）修学上の支援、実習上の特別措置。 |

（基準７－３－１に係る状況）

　７－４　職業支援（キャリア支援）

|  |
| --- |
| 基準７－４－１学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。 |

　（基準７－４－１に係る状況）

　２　特長及び課題等

第８章　教員組織

　１　基準ごとの分析

　８－１　教員の資格及び評価

|  |
| --- |
| 基準８－１－１：重点基準研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。 |

　（基準８－１－１に係る状況）

|  |
| --- |
| 基準８－１－２：重点基準基準８－１－１に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。（１）専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者（２）専攻分野について、高度の技術・技能を有する者（３）専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 |

（基準８－１－２に係る状況）

|  |
| --- |
| 基準８－１－３教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。 |

　（基準８－１－３に係る状況）

　８－２　専任教員の配置及び構成

|  |
| --- |
| 基準８－２－１：重点基準法科大学院には、専攻ごとに、平成１１年文部省告示第１７５号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の１.５倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第２号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の法科大学院でのみ専任とされている専任教員（以下「専属専任教員」という。）を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員１人当たりの学生の収容定員に４分の３を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき１人の専属専任教員が置かれていること。 |

　（基準８－２－１に係る状況）

|  |
| --- |
| 基準８－２－２：重点基準法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専属専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。 |

　（基準８－２－２に係る状況）

|  |
| --- |
| 基準８－２－３専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、当該法科大学院が教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね７割以上が専任教員によって担当されていること。 |

　（基準８－２－３に係る状況）

|  |
| --- |
| 基準８－２－４：重点基準基準８－２－１に定める専属専任教員の数のおおむね２割以上は、専攻分野におけるおおむね５年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。 |

　（基準８－２－４に係る状況）

|  |
| --- |
| 基準８－２－５基準８－２－４に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専属専任教員の少なくとも３分の２は、法曹としての実務の経験を有する者であること。 |

　（基準８－２－５に係る状況）

　８－３　教員の教育研究環境

|  |
| --- |
| 基準８－３－１法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。 |

　（基準８－３－１に係る状況）

|  |
| --- |
| 基準８－３－２法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。 |

　（基準８－３－２に係る状況）

|  |
| --- |
| 基準８－３－３法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。 |

　（基準８－３－３に係る状況）

　２　特長及び課題等

第９章　管理運営等

　１　基準ごとの分析

　９－１　管理運営の独自性

|  |
| --- |
| 基準９－１－１法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。 |

　（基準９－１－１に係る状況）

|  |
| --- |
| 基準９－１－２法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（基準５－１－１に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行っていること。 |

　（基準９－１－２に係る状況）

|  |
| --- |
| 基準９－１－３法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。 |

　（基準９－１－３に係る状況）

　２　特長及び課題等

第１０章　施設、設備及び図書館等

　１　基準ごとの分析

　１０－１　施設、設備及び図書館等

|  |
| --- |
| 基準１０－１－１法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。 |

　（基準１０－１－１に係る状況）

　２　特長及び課題等

第１１章　自己点検及び評価等

　１　基準ごとの分析

　１１－１　自己点検及び評価

|  |
| --- |
| 基準１１－１－１：重点基準法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。 |

　（基準１１－１－１に係る状況）

　１１－２　情報の公表

|  |
| --- |
| 基準１１－２－１法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。 |

　（基準１１－２－１に係る状況）

|  |
| --- |
| 基準１１－２－２評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。 |

　（基準１１－２－２に係る状況）

　２　特長及び課題等